平成２１年（フ）第６９５号
愛媛県松山市南久米町262番地３　第２ゴトービル401号
債務者　稲垣　　岳
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１２７号
福岡県柳川市大和町鷹ノ尾1327番地２
債務者　堤　利恵美
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第１０９８号
熊本市帯山５丁目２番６―106号
債務者　髙本美千男
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７２８号
大分県別府市大字鶴見4218番地の10
債務者　池田　静江
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７７２号
大分県別府市駅前町４番19号　サンリラ駅前702号
債務者　原田　照子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７０８号
鹿児島県鹿児島市東坂元３丁目10番３号
債務者　中尾みちよ
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７４１号
鹿児島県鹿児島市小山田町62番地　13号
債務者　木山由紀子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８１７号
鹿児島県鹿児島市吉野町2184番地８
債務者　伊作かおり
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８４９号
鹿児島県鹿児島市唐湊１丁目１番21号　田上ハイツ102号
債務者　坂上　末子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８５０号
鹿児島県鹿児島市鴨池１―57―１　なかむら内科病院内、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番58―32号
債務者　坂上　保雄
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８７０号
鹿児島県鹿児島市武岡２丁目27番地１　市住34―32号
債務者　内　　由美
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８７４号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目２番３号　わかさアパート202
債務者　木佐貫　毅
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８８９号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目26番50号
債務者　藤田　英雄
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
鹿児島県大島郡龍郷町中勝829番地　フローリッシュ・ビラⅡ棟201号
債務者　渡邉　明美（旧姓前門）
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１３２号
北海道小樽市長橋４丁目10番36号
債務者　三輪　芳枝
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２５２号
北海道小樽市銭函３丁目299番地14
債務者　山崎ひろみ
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２６１号
北海道小樽市銭函３丁目16番地
債務者　小松平美稚子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２６４号
北海道小樽市東雲町５番14号
債務者　成瀬　チヨ
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部